

長岡市・与板町合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・与板町合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、長岡市・与板町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費の額)

第2条 協議会の会長及び委員の報償費の額は、日額9,100円とする。ただし、地方公共団体の長、助役その他の常勤職員である者(以下「地方公共団体の長等」という。)については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席し、又は協議会の職務を行うために旅行したときは、次に定めるところにより費用弁償を支給する。

(1) 会議等に出席する場合

ア 長岡市又は与板町(以下「両市町」という。)に住所を有する委員で、その住所が会議等の開催地であるとき 日額300円

イ 両市町に住所を有する委員で、その住所が会議等の開催地でないとき 日額1,000円

ウ 両市町以外の市町村に住所を有する委員 実費に相当する額

(2) 協議会用務のため旅行した場合の日当等に相当する費用弁償の額

ア 日当に相当する費用弁償 日額2,600円

イ 日当以外の旅費に相当する費用弁償 実費に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の長等については、同項第1号に規定する費用弁償を支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報償費及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月21日から施行する。